平成２１年（フ）第１００８号
大阪府和泉市伏屋町５丁目９番１―409号、前住所大阪府堺市南区御池台２丁６番10―201号
破産者　増井　敏恵
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
大阪府泉佐野市葵町２丁目５番28号
破産者　原田　正人
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
大阪府和泉市伯太町２丁目33番21―107号
破産者　神谷　金嗣
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
大阪府和泉市府中町７丁目５番58―402号
破産者　中谷　順一
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９７号
大阪府岸和田市磯上町１丁目８番29号ドミール真紀203号
破産者　友谷　恭子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第７９号
奈良県吉野郡黒滝村大字槙尾65番地
破産者　山忠木材こと　山本　忠男
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第８６号
奈良県吉野郡十津川村大字風屋1077番地
破産者　岩本　知美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１０６号
愛媛県松山市水泥町595番地１
破産者　上田　義行
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０８号
熊本県荒尾市一部414番地１　コーポ中尾103号室
破産者　松丸　純生
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１０９号
熊本県荒尾市一部414番地１　コーポ中尾103号室
破産者　松丸　博子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第２６９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田21732番地
破産者　植田かよ子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１０３５号
鹿児島県鹿児島市宇宿町2386番地１　池端アパート102号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市桜ケ丘１丁目27番地１
破産者　久保　時広
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１号
大分県佐伯市池船町18番25号、開始決定時の住所大分県佐伯市向島１丁目８番４号
破産者　渡邊加代子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
宮城県名取市上余田字千刈田508番地の８
破産者　木村　達哉
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５０号
仙台市太白区八木山本町２丁目29番地の４
破産者　村上　節子
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第３８０号
茨城県下妻市下木戸44番地３　ウイング21―102号
破産者　広塚　作治
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４７号
埼玉県草加市栄町２丁目１番32―707号、開始決定時の住所茨城県古河市鴻巣1208番地23シティハイムドミール202号
破産者　松原　　聖
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４９０号
神奈川県伊勢原市板戸457番地の２　ピエモンテハイツ１Ｆ、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市板戸457番地の２　ピエモンテハイツ303号
破産者　石田　　勝
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部